

平成十六年法律省令第六十七号

検事の弁護士職務経験に関する省令

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項、第七条第三項及び第十四条第二項の規定に基づき、検事の弁護士職務経験に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「弁護士職務従事職員」とは、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「法」という。）第一条第六項の規定により法律省（検察庁を除く。）に属する官職に任命されて同条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う者をいう。

2 この省令において「共同事業弁護士等」とは、法第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等とならうとする、又は受入先弁護士法人等である弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士と所在する場所を同じくする弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二十条第一項の事務所（弁護士法人にあつては同法第三十条の二十一により準用される同法第二十条第一項の事務所、弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第七十七条第一項の事務所）を設け、かつ、当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該弁護士と組合契約その他の継続的契約により、法律事務を行うことを目的とする事業を共同して行う弁護士、弁護士法人若しくはその社員たる弁護士又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士をいう。

3 この省令において「外国法共同事業外国法事務弁護士等」とは、法第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等とならうとする、又は受入先弁護士法人等である弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士と所在する場所を同じくする外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第四十六条第一項の事務所（外国法事務弁護士法人にあつては、同法第六十四条第一項の事務所）を設け、かつ、当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該弁護士と同法第二条第十九号の外国法共同事業を行う外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人若しくはその社員たる外国法事務弁護士をいう。

4 前三項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（弁護士職務経験に係る取決め）

第二条 法第二条第七項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における服務に関する事項
- 二 弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における福利厚生に関する事項
- 三 弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における業務の従事の状況の連絡に関する事項
- 四 弁護士職務従事職員に係る弁護士職務従事期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項
- 五 弁護士職務経験に係る取決めに疑義が生じた場合及び当該取決めに定めのない事項が生じた場合の取扱いに関する事項

（受入先弁護士法人等とすることのできない弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士）

第三条 受入先弁護士法人等とならうとする弁護士法人若しくはその社員たる弁護士若しくは社員たる弁護士であつた者、弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士若しくは社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士であつた者若しくは弁護士が当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは当該弁護士を受入先弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日前二年以内においてその業務に係る刑事事件に関し刑に処せられ、若しくは弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定（弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる外国法事

務弁護士又は社員たる外国法事務弁護士であつた者にあつては同法第八十三条の規定）により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合又は当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは当該弁護士を受入先弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日において当該弁護士法人若しくはその社員たる弁護士若しくは社員たる弁護士であつた者、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士若しくは社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士であつた者若しくは当該弁護士を被告人とするその業務に係る刑事事件が裁判所に係属している場合には、当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該弁護士を受入先弁護士法人等とすることができない。ただし、当該刑事事件又は業務の停止、退会命令若しくは除名の処分が当該弁護士法人の社員たる弁護士又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士でなくなつた後にした行為に係る場合については、この限りでない。

2 受入先弁護士法人等とならうとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは弁護士共同事業弁護士等若しくは共同事業弁護士等であつた者若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等であつた者が当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは当該弁護士を受入先弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日前二年以内においてその業務に係る刑事事件に関し刑に処せられ、若しくは弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定（弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる外国法事務弁護士若しくは社員たる外国法事務弁護士であつた者又は外国法事務弁護士にあつては同法第八十三条の規定）により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合又は当該弁護士法人若しくは当該弁護士・外国法事務弁護士法人等若しくは当該弁護士を受入先弁護士法人等として当該弁護士を受入先弁護士法人等とすることのできない。ただし、当該刑事事件又は業務の停止、退会命令若しくは除名の処分が共同事業弁護士等又は外国法共同事業外国法事務弁護士等でなくなつた後にした行為に係る場合については、この限りでない。

（弁護士職務従事期間の満了によらない弁護士職務経験の終了）

第四条 法第七条第三項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 弁護士職務従事職員が当該受入先弁護士法人等との間の法第四条第一項の雇用契約上の地位を失つた場合
- 二 弁護士職務従事職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十八条第二号又は第三号に該当することとなつた場合
- 三 弁護士職務従事職員が国家公務員法第七十九条各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合
- 四 弁護士職務従事職員が国家公務員法第八十二条第一項各号（法第六条第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなつた場合
- 五 弁護士職務従事職員が弁護士法第五十六条又は第六十条の規定により戒告、業務の停止、退会命令又は除名の処分を受けた場合
- 六 次に掲げる者が、その業務に係る刑事事件に関し起訴され、又は弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定（弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる外国法事務弁護士若しくは社員たる外国法事務弁護士であつた者又は外国法事務弁護士にあつては同法第八十三条の規定）により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合。ただし、当該刑事事件又は業務の停止、退会命令若しくは除名の処分

